

令和3年

大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

令和3年2月17日 開会

令和3年2月17日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和3年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

第1日（令和3年2月17日）（水）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	2
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 議席の指定について	4
○日程第2 会議録署名議員の指名について	4
○日程第3 会期決定について	4
○日程第4 議会議案第1号上程	4
採決	5
○日程第5 報告第1号上程	5
理事者説明	6
質疑	6
○日程第6 議案第1号上程	6
理事者説明	6
質疑	7
採決	7
○日程第7 議案第2号上程	7
理事者説明	7
質疑	8
採決	10
○日程第8 議案第3号上程	10
理事者説明	11
質疑	11
採決	16
○日程第9 議案第4号上程	16
理事者説明	16
質疑	18
採決	23
○日程第10 一般質問	23
○閉会	29

令和3年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会（第1日）

令和3年2月17日（水）

○議事日程

第1			議席の指定について
第2			会議録署名議員の指名について
第3			会期決定について
第4	議会議案	第1号	大東四條畷消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について
第5	報告	第1号	消防活動中の事故に係る専決処分の報告について
第6	議案	第1号	大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案	第2号	大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について
第8	議案	第3号	令和2年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について
第9	議案	第4号	令和3年度大東四條畷消防組合一般会計予算について
第10			一般質問

○本日の会議に付した事件
日程第1から第10まで

○議員定数9名

出席議員8名

1番 児玉 亮	4番 小南 市雄	7番 島 弘一
2番 天野 一之	5番 大矢 克巳	9番 水落 康一郎
3番 大東 真司	6番 柳生 駿祐	

欠席議員1名

8番 渡辺 裕

○説明者

管理者	東坂 浩一	消防長	牧野 功
副管理者	東 修平	消防次長	瀧田 昭彦
会計管理者	山鬼 太	大東消防署長	田中 伸和

四條畷消防署長	西岡 栄治	次長兼警防課長	木村 真敏
次長兼		総務課長	堤 悟士
大東消防署消防課参事	前田 長昭	予防課長	横田 博

○職務のために出席した者

総務課長補佐	浅川 憲一	総務課長補佐	古川 智広	予防課長補佐	片山 和広
予防課長補佐	井藤 健	警防課長補佐	加藤 久夫	警防課長補佐	村上 晃三

○事務局

総務課上席主査	春日 直樹	総務課上席主査	藤川 俊輔	総務課主査	野村 達也
---------	-------	---------	-------	-------	-------

○本会議の会議事件

- ・大東四條畷消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について
- ・消防活動中の事故に係る専決処分の報告について
- ・大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について
- ・令和2年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について
- ・令和3年度大東四條畷消防組合一般会計予算について

【開会 13時30分】

(水落議長) これより、令和3年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(水落議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和3年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、専決処分報告1件、条例の一部改正2件、令和2年度一般会計補正予算(第2次)及び令和3年度一般会計予算の合計5件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

(水落議長) 次に、事務局より議員の出席状況の報告をお願いします

(春日総務課上席主査) 渡辺議員は欠席する旨の届出がございましたので、ご報告を申し上げます。

(水落議長) 本日は、8名の出席をいただいております。議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

次に、事務局より諸般の報告をお願いします。

(春日総務課上席主査) ご報告をさせていただきます。

四條畷市議会より選出されておりました土井議員の辞職に伴い、四條畷市議会において当組合議会議員の選出選挙が行われましたところ、柳生議員が新たに選出されておられますのでご報告

いたします。以上でございます。

【日程第1 議席の指定について】

(水落議長) これより、議事に入ります。

日程第1 議席指定の件を議題といたします。

議席指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席につきましては、ただいまご着席のとおりとさせていただきます、私、水落は9番といたします。

【日程第2 会議録署名議員の指名について】

(水落議長) 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号1番 児玉議員、6番 柳生議員を指名いたします。

【日程第3 会期決定について】

(水落議長) 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第4 大東四條畷消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について】

(水落議長) 次に、日程第4 議会議案第1号「大東四條畷消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について」の件を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

(春日総務課上席主査) それでは朗読いたします。

議会議案第1号 大東四條畷消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について。

大東四條畷消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和3年2月17日提出。

提出者、大東四條畷消防組合議会議員、大矢 克巳、児玉 亮、天野 一之、大東 真司、小南 市雄、島 弘一、渡辺 裕、柳生 駿祐。

なお、内容につきましては配布しておりますとおりでございます。以上でございます。

(水落議長) お諮りをいたします。

提出者の説明、質疑、及び討論は省略いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって提出者の説明、質疑、及び討論は省略いたします。

これより、採決に入ります。

採決の方法については、本件に関し、挙手での採決といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより議会議案第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

署名のため、暫時休憩いたします。

【休憩 13時38分】

【再開 13時39分】

(水落議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第5 消防活動中の事故に係る専決処分の報告について】

(水落議長) 次に、日程第5 報告第1号「消防活動中の事故に係る専決処分の報告について」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(田中大東消防署長) 議長

(水落議長) 田中署長

(田中大東消防署長) 報告第1号「消防活動中の事故に係る専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

令和2年9月29日、大東市谷川2丁目病院内において本組合のストレッチャー上から相手方の掛けていた眼鏡が落下し、ストレッチャーの車輪で轢き、損傷させたのでこれに対する損害を賠償したものでございます。

消防活動中の事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年11月9日に専決し、6,500円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

今後の救急活動につきましては、傷病者の症状の観察、救命処置対応を行うと共に、装着品等に対しても細心の注意を払い、再発防止に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(水落議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件はこれをもって終了いたします。

【日程第6 大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について】

(水落議長) 次に、日程第6 議案第1号「大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の件を議題といたします。
理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第1号「大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。また、議案説明資料の1ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、平成31年2月1日に公布された人事院規則に基づき長時間労働の是正、超過勤務時間の適切な把握及び職員の健康確保措置の強化を図ることを目的に、大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関しまして、必要な事項を規則で定めることができるよう改めるものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(水落議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め質疑を終了いたします。

討論を省略し直ちに採決に入ります。

これより議案第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について】

(議長) 次に、日程第7 議案第2号「大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(横田予防課長) 議長

(水落議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 議案第2号「大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページから6ページをお開き願います。

また、議案説明資料2ページの概要をご覧いただきたいと存じます。

本案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、所要

の規定整備を図るために大東四條畷消防組合火災予防条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、電気自動車等の急速充電設備の全出力の上限を50KWから200KWまで引き上げますとともに、火災予防上必要な措置として、屋外に設ける急速充電設備の設置場所の基準、充電用ケーブルのコネクターの落下防止措置、冷却液の漏れ対策、出力の切り替えに係る開閉器、蓄電池の安全対策などの基準をそれぞれ追加し、50KWを超える急速充電設備を設置しようとする者に対し、届出を義務づけるものでございます。

この条例は令和3年4月1日から施行することといたしますとともに、必要な経過措置を定めております。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。
何卒、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(水落議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(大東議員) 議長

(水落議長) 大東議員

(大東議員) お疲れ様です。少しだけでございますので教えてください。

まずこの条例の改正ですけれども、一つは50KWから200KW、拡大するというところで、この上位法に基づいて改正があったというふうに思うんですけれども、さまざまな改正内容、1から6まで書いてございます。

まず一つは管内においての施設、どれぐらい対象施設があるのかと、そして、あとはこの既存の施設がある場合、既に設置している場合の手続き、そして新たに導入される場合の申請の方法。これについて教えてください。

(横田予防課長) 議長

(水落議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 急速充電設備の管内の設置状況についてのご質問にお答えさせていただきます。まず正確な数字を把握できているわけではございませんが、把握できている限りでご説明申し上げます。

200KWを超え50KW以下の急速充電設備が合計で5台設置されております。今回の条例改正の対象となる50KWを超える急速充電設備につきましては、管内に設置されてお

られないものと考えております。

仮に50KWを超える急速充電設備が管内に設置された場合の対応でございますが、この条例の施行の際に既に設置されている急速充電設備及び工事中の急速充電設備につきましては、改正前の基準が適用されることになっております。

最後に手続きについてご説明申し上げます。

手続きにつきましては予め急速充電設備を設置しようとする者が届出を行うことを義務づけております。以上でございます。

(大東議員) 議長

(水落議長) 大東議員

(大東議員) まあこれから、電気自動車増えてくると思います。

また行政においてもそういう導入がなされるかも知れないという状況でございますので、伺っております。

まず、その設置された場合にですねえ、検査について、これは年に一回していくのか、危険性については、あんまり私たちはこの急速充電施設がどのような危険性があるのかは、あんまり掌握できていないんですけども、この検査はどのようなスパンでやっていくのかということについて、教えて頂けますか。

(横田予防課長) 議長

(水落議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 急速充電設備の設置の際の安全管理、並びに設置後の検査についてご説明申し上げます。

急速充電設備の安全対策の確認方法につきましては、届出の事前協議の段階での指導と現地確認を行うことを想定しております。

設置後の管理につきましては基本的には施設事業者の管理になるものと考えておりますが、建物の立入検査において、指導を図りたいと考えております。以上でございます。

(大東議員) 議長

(水落議長) 大東議員

(大東議員) 安全対策必要になってくるというふうに思います。

電気ですので、ガスやまた様々な、燃料のいわゆるエネルギーではありませんので、そんなに危険ではないのかなと思うんですが、ワット数が増えるということで、この辺のところもですね、しっかりと安全対策また啓発お願いしたいというふうに思います。

そして、あとは最後なんですけども、設置場所に係る基準ですね。どのような場所に設置していいのか、またしちやいけないのかっていうことがあるというふうに思いますので、その辺のところはどのように考えているのか、詳しく教えてください。

(横田予防課長) 議長

(水落議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 急速充電設備の設置場所についてご説明申し上げます。

急速充電設備を屋外に設ける場合にあっては、建物から3メートル以上の距離を保つこととしております。

ただし不燃材料で造り、又は、覆われた外壁で開口部のないものに面する時、また延焼を防止するための措置を講じれば設置できることとなっております。以上でございます

(水落議長) 他に質疑はございませんか

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め討論を終了いたします。

これよりに採決に入ります。

これより議案第2号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第8 令和2年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第2次)について】

(水落議長) 次に、日程第8 議案第3号「令和2年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第2次)」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第3号、令和2年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第2次)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計補正予算書1ページと議案説明資料3ページをお開きください。

それでは、議案説明資料に沿ってご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,320万3千円を減額し、総額19億2,453万1千円とするものです。

歳入の補正につきましては、款1 分担金及び負担金 2,287万5千円の減額。

款2 使用料及び手数料 8万2千円の増額。

款3 国庫支出金 264万1千円の減額。

款5 財産収入 4千円の増額。

款6 諸収入 15万5千円の減額。

款7 組合債 1,550万円の減額。

款8 繰越金 788万2千円の増額となっております。

歳出につきましては、款2 総務費 2万4千円の減額。

款3 消防費 3,084万円の減額。

款4 公債費 233万9千円の減額となっております。

また今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった事業全般の不用額についても、減額補正に計上しております。

次に、債務負担行為は、消防庁舎や設備の保守業務等で4月1日の年度変わり時点から業務委託を実施していくにあたり、今年度内に契約を行う必要があることから債務負担行為をお願いするものでございます。

地方債の補正は、高規格救急自動車・高度救命用資機材の更新整備をはじめ入札等により起債対象経費が減額となったことから、充当財源である地方債についても減額となったものでございます。

起債の方法、利率、借入先、償還の方法などは変更ございません。

以上が、令和2年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第2次)の提案理由でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(水落議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(大東議員) 議長

(水落議長) 大東議員

(大東議員) 予算については、減額補正という形でございます。

新型コロナウイルスの件が出ましたので、恐らく医療従事者が、先行接種という形になります。そのうち、救急隊員が消防でおりますので、その接種状況についてはどのようになっているか、少し予算とはちょっと違いますけれども、教えて頂ければと思います。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 新型コロナワクチンの件につきまして、お答えさせていただきます。

1月8日付で、大阪府から厚労省の通知に基づき、ワクチン優先接種に関する接種希望人数の事前調査が行われました。

消防機関に対する対象者につきましては、新型コロナウイルス感染者を搬送する救急隊員、救急隊員と連携して出場する警防要員、4月以降の人事異動により、先の対象者になる可能性のある職員が対象となっており、対象者197名に対し希望調査を行い、129名が希望し、回答をしております。

接種時期につきましては、大阪府の医療従事者等を対象とした優先接種スケジュールでは、3月の第1週から1回目の接種開始となり、2回目の接種につきましては、3月の第4週から開始の見込みとなっており、ワクチン供給量が不明確のため、完了時期につきましては未定となっております。

今後も厚労省、大阪府の対応を注視し、対応して参ります。以上でございます。

(大東議員) 議長

(水落議長) 大東議員

(大東議員) 思ったよりも対象者が多いのでびっくりいたしました。

この129名の先行接種について、3月2日からいう形になっておりますけれども、いわゆるその今、様々な情報が毎日変更されている中で、先行接種が始まっているんですけども、この129名はいわゆる集団接種として、この会場、例えば消防署内で受けれるのか、それぞれの市町村で受けなければならないのか。

そしてこれは任意の接種です。任意の接種ですから、消防隊員の中でもまた消防署の署内の職員でも受けたくない人が出てくるというふうに思います。

その辺についての対応、消防署としてはどのように、いや君たちはもう絶対受けるべきだと、

このようにおっしゃっているのか。そのことですね、是非とも教えて頂ければと思います。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 接種方法、接種場所、任意者への対応ということで、3点につきましてお答えさせていただきます。

まず、接種方法、接種場所につきましては、厚労省、大阪府ホームページ見ましたところ、まだ見解が出されておらない状況であると考えております。

その点につきましては、総務省消防庁また大阪府からの通知に基づき、適正に事務を進めたいと考えております。

そして次に、任意者への対応につきましては、厚労省からの通知が出されておまして、ワクチンの基本的な性能として、発症予防、重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないということで、個人のリスク低減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならないというあの注意書きがございましたので、これに基づいて職員に対して対応して参りたいと考えております。以上でございます。

(大東議員) 議長

(水落議長) 大東議員

(大東議員) これは消防に限ったことではございませんが、まあこのワクチン接種事業というのは国家的事業で、この命運がかかっているこのワクチンで、いわゆるこの新型コロナウイルスを収束させていくという最大の武器であるというふうに思います。

様々誤った情報とかですね、先行した情報が行き交って、打ちたくない人も出てきております。

その中で公務員の方々が、先行接種をできる。これは非常に大きなことであるというふうに思っております。

我々からももちろん、嫌がってる人には打てとは言えませんのでね。それは個人の自由ですし、またあのアレルギーを持ってはる方もいらっしゃるというふうに思いますので、その辺は是非とも配慮してほしいなと思っておりますが、このワクチン接種については、署内として出来る限り勧奨すべきだと私は思っておりますので、その点についての指導また本人と聞き取り、様々な誤った情報の精査、こういったことを職員の方々も共有していただきたいというふうに思っておりますが、いかがですか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) ご質問にお答えさせていただきます。

大束議員がおっしゃるとおり、消防職員という特殊性の勤務でありますので、職員に対しましては、やはり感染予防、そしてまた重症化を防ぐために、接種を促す事となろうかと思いますが、やはりリスクの情報も得ながら、対応していきたいと考えております。以上でございます。

(水落議長) 他に質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) すいませんちょっと確認だけさせてください。

本日いただいております、予算書の資料の15ページのところの項目が載ってるとこなんですけども、まず一点は、今年のこの議会でもいろいろ論議になりました、15番目に書いてあります、消防音楽隊運営費が、179万円減額になっておりますが、これ活動についてはコロナの関係でのイベントなどというのは、ほとんど無かったということもあると思います。

そういった形での減額が大きく響いてるというふうにこれを受け取れるんですけども、その状況について、ご説明をお願いいたします

(横田予防課長) 議長

(水落議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 消防音楽隊の活動につきましては、令和2年2月から活動をコロナ禍により自粛しており、これにより補正予算の減額計上をあげさせていただいているものでございます。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) 一点まず、消防音楽隊については、予算というか、その管轄が今後まず変わるかどうかという点で解釈してよろしいんですね。

(横田予防課長) 議長

(水落議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 消防音楽隊の活動につきましては、令和3年4月の活動を目指し、大東市で予算計上する方向で調整を図っておるところでございます。以上でございます。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) その辺の事情の流れは分かりました。

もう一点なんですけども、その次の16番目の救急強化対策事業費についての25.5万の減額なんですけども、後ほどのちょっと質問及びこの間の、質問等で取り上げてますが、コロナ禍に対する救急隊のそのいろいろ対応の件についてなんですけども、その背景から言いますと、この当初の予算よりもこれだけの減額が出てくるっていうことは、この解釈として、一つ予算内で全て対応やりきったという解釈をしていいのか、あるいは事情から考えると、予算ちょっと増額でも出てくるかと違うかなという解釈もできるんですけども、これについての減額の背景と言いますか、というのがちょっと分かれば、ご説明願いたします。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまの救急強化対策事業費の減額についてご説明致します。

これにつきまして25万5千円の減額をあげております内容につきましては、今年度研修派遣を実施予定しておりました、指導救急救命士養成課程の研修中止に伴う減額となっております。減額の内容については以上です。

(水落議長) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め討論を終了いたします。

これよりに採決に入ります。

これより議案第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第9 令和3年度大東四條畷消防組合一般会計予算について】

(水落議長) 次に、日程第9 議案第4号「令和3年度大東四條畷消防組合一般会計予算」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第4号、令和3年度大東四條畷消防組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計予算書1ページをお開きください。また、議案説明資料は4ページをご覧ください。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、20億6,025万1千円としております。

前年度当初予算と比べ、1億3,673万2千円、7.1%の増となっております。

第2条、地方債でございますが、こちらは予算書の4ページ、第2表をご覧ください。

消防庁舎維持管理費として、限度額2,070万円、消防力等整備事業として、限度額9,490万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりでございます。1ページにお戻り願います。

第3条、一時借入金につきましては、1億円を最高額とさせていただきます。

第4条は、預金債権と地方債債務の相殺について規定しております。

それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 負担金は18億6,693万4千円で、前年度と比べまして、3,601万6千円、2.0%の増となっております。

構成両市の負担金額につきましては、組合規約第14条第2項による按分比率から大東市分12億1,108万円、四條畷市分6億5,585万4千円となっております。

次に、下段の款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 消防施設費国庫補助金、3,786万9千円は、令和4年度から緊急消防援助隊に登録予定である救助工作車及び救助用資機材の購入費に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

消防車両に対する国庫補助は、緊急消防援助隊の設備として整備し、出場車両として登録することで、交付の対象となります。

令和5年度末までに登録隊数を6,600隊に増隊するという、国の基本計画に基づく大阪府からの登録要請に応じ、救助工作車では今回初めて、国庫補助による更新整備を行うものでございます。

では次に、10ページ、11ページをお開きください。

上段の款5 財産収入、項2 財産運用収入、目1 財産貸付収入、20万円は、自動販売機設置に係る貸付収入でございます。

次に、款6 諸収入、項2 雑入、目1 雑入、1,550万円は、右のページ説明欄に記載のとおり、消防組合から両構成市に派遣しております職員の人件費相当分が主なものでございます。

次に、款7 組合債、項1 組合債、目1 消防債、1億1,560万円は、救助工作車等の車両購入費及び自動車エレベーター改修など、庁舎維持管理に係る工事等に充当する消防債でございます。前年度に比べて、7,650万円、195.7%の増となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

まず、款3 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、右ページの説明欄、細目02 職員給与等管理費、16億706万8千円は、消防組合職員の人件費でございます。

次に、17ページをお開きください。右ページの説明欄、細目10 消防庁舎維持管理費、6,374万6千円は、本部庁舎の自動車エレベーター設備及び中央監視盤の改修を内容とする施設修繕料をはじめ、各署所における光熱水費、施設管理委託料が主なものでございます。

次に、19ページをお開きください。

細目12 消防設備等維持管理費、5,059万6千円は、高機能消防指令センターや消防救急デジタル無線の保守点検、ネットワークシステム等の賃貸借料や消防用ホース等の資機材等購入費が主なものでございます。

次に、21ページをお開きください。

細目17 消防力等整備事業、1億4,370万5千円は、救助工作車、救助用資機材及び指揮車等の購入費用の合計で、購入予定車両につきましては、議案説明資料の5ページ並びに本日、追加で配布いたしました資料に、写真と事業費の内訳を掲載しております。

次に、細目19 一般事務費、1,711万5千円は普通旅費や、消防活動用被服等の消耗品費、健康診断等の委託料が主なものでございます。

令和3年度は、総務省消防庁作成の『救急隊の感染防止対策マニュアル』に基づき、救急隊員に対して、「麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎」の5種抗体検査、及びこれに破

傷風を加えた6種のワクチン接種を新たに実施し、感染防止対策を強化するもので、前年度と比較して、153万3千円が増額となっております。

最後に22ページ、23ページをお開きください。

款4 公債費、項1 公債費は、1億2,168万7千円で、前年度に比べ、1,151万1千円、8.6%の減となっております。

なお、当初予算の対前年度比較などは、議案説明資料の4ページに記載のとおりです。

以上が、令和3年度大東四條畷消防組合一般会計予算案の提案理由でございます。

何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(水落議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(柳生議員) 議長

(水落議長) 柳生議員

(柳生議員) 議案第4号の令和3年度大東四條畷消防組合一般会計予算についてお伺いをさせていただきます。

予算書の17ページでございます、消防庁舎維持管理費の施設修繕料についてお伺いをさせていただきます。

こちらについてご説明いただきました施設修繕料ですが、こちらは監視盤やエレベーターの修繕といったところがあるというふうなご説明いただきましたが、こういった施設修繕(資産)の分について今後の5年間程度毎年の修繕の見込みであったりとか、そういったところを教えてくださいませんか。

次に2点目でございます。この施設であったりとか維持管理につきましては来年度実施予定の監視システムそしてエレベーター等の設備系という1点があるのと、建物自体こういったところの修繕というところがあると思います。

今年度策定を予定されているとお伺いしてまず個別施設計画、こちらについては両方についての明記があるのかどうかというところが1点と、現状で建物自体がああ現状悪い所があるのかどうか。

そしてその調査の予定であったりとか、改築の予定だったりとかも合わせて教えてくださいませんか。以上2点よろしくお願いたします。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

修繕計画の今後5年の見通しということでございましたが、今後5年では両消防署での自家発電設備の更新等が控えております。

長期的な見通しとしましては、老朽化等による大規模な修繕に備えていく必要がありますことから、総合計画でも掲げています、公共施設等個別施設計画を今年度末までに策定いたしまして、計画的かつ効果的に庁舎の維持管理を行ってまいりたいと考えております。

また、施設の各施設の劣化状況の調査という形のご質問でございます。

こちらにつきましては、議員ご指摘の通り、施設の劣化状況を把握するということは大変重要であると認識しているところです。

一方で毎年度各施設の機能維持を目的とした修繕事業に多くの予算を必要とする現状の中でございまして、この調査費用を捻出することが懸念でもあります。

今後、個別施設計画により修繕の見通しを立てる中で、施設の劣化状況の把握につきましても盛り込みまして、効率的かつ効果的に実施できるように検討して参りたいと思います。以上です。

(柳生議員) 議長

(水落議長) 柳生議員

(柳生議員) ご回答ありがとうございます。

ご回答頂きました建物であったりとかの調査ですね、こういったところが今後必要になってくるというところがあると思います。

今後必要であるということは、今年度策定予定の個別施設計画には調査であったりとか、実施していないというふうに把握させて頂きました。

今後ですね、この調査であったりとか、雨漏りであったりとかが起こってきた時には、実施するところなのか、それか経年的に例えば50年、建物が40年経ったという段階で調査の方を行っていく予定なのかどうか、こういったところが個別施設計画にも反映すべきだという風には考えてるんですけども、そういったところの状況の見通しについて教えてください。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 只今のご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘いただいております、各施設の劣化状況というところで、個別施設計画の方では各庁舎の使用年数に応じまして、適切であろうと思われる時期に劣化診断等の内容を盛り込むという形で検討したいと思います。以上でございます。

(水落議長) 他に質疑はございませんか。

(大東議員) 新年度の予算でございますけども、あの一番大きな買い物としては、この消防車両であります。

この救助工作車、救助用資機材、指揮車という形で計上されております、1億4千370万5千円でございます。

これについて、前の議会でも申しましたように、更新年度がジャストで来ていないものに対しても少し年度を変えてですね、この補助金を活用できないかという話をさせていただきましたが、今回はそれに当てはまっているのか、どのような形のスパンでこれを行っているか教えていただけますか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) ご質問にお答えさせていただきます。

救助工作車につきましては車両の更新計画では15年で更新となっておりますが、14年で来年度更新させていただきます。

これにつきましては、あの更新計画を定めておまして、再来年度化学車が更新となりますので、そのために前倒しで、1年前倒しで更新とさせて頂いております。計画通りに進んでおります。以上でございます。

(大東議員) 議長

(水落議長) 大東議員

(大東議員) これからもですね、更新年度その前倒しする場合もあるでしょうし、後ろに遅らせる場合もあるでしょうし、その辺のところもしっかりと、計画通りにいかない場合もありますでしょうから、大事な分担金負担金の中からこれを計上していくわけですので、是非とも補助金を受ける体制をもう一度明確にですね、補助金を受けていくっていう基準をですね、是非とも考えていただければと思います。

前倒し、そしてまた後ろにちょっと更新時期を延ばすという形で補助金を受け取りに欲しいなというふうに思っております。

それとですね、あと起債をされていますね。

今回組合債という形で、組合債がありますね、1億1千560万円だと思います。

この組合債につきまして、よくあの監査がこの監査の中で書いてる文言で、分担金、負担金の

収入しか無いっていう、消防はね。

ですから、緊縮を引きながら、無駄に使っちゃいけないってことをよく書いてありますけども、この消防組合として、そういった意味では、ミニ行政として考えるならば、分担金、負担金しか無いんですけども、この起債に関して実は、住民参加型公募地方債というものが実はあるんです。

これはちょっとふるさと納税に近いものだというふうに思うんですけども、この地方債に関しての、個人の消化を促すということと、そしてまた資金調達に関して多様化を促すという、どちらでもお金を取り入れるという形ですね。それと住民の意識の高揚ですね。だから安心安全とか、そういった形のものをこの住民参加型公募地方債っていうのが活用できるという話。

これが大東四條畷の管内、小さな管内で活用できるかどうか分かりませんが、そういった工夫を別収入として、また、別借金として、言い方悪いですけど、住民の方にこの債権を買っていただくという形の方法もあるということもいろいろ研究していかなければならないんじゃないかなと思っております。

こういった件について今後、しっかりとまた資金調達に関して考えていただければなと思っておりますけども、見解をお願いします。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず今回の救助工作車に対する起債ですけども、こちらは補助金を活用して整備する場合にのみ使う事ができる起債で、利率の有利な一般補助施設整備等事業債をまず優先したいと思っております。

それで賄いきれない部分につきましては、一般単独事業債を活用することで計画しております。

また起債によらない独自の工夫についてですけども、他の消防本部ではふるさと納税やクラウドファンディングなどで市民から資金調達を行ったという事例などもあるように聞き及んでおりますが、当組合では実施するには至っておりません。

納税という手法の場合は、消防組合で直接の運用とは参りませんが、両構成市との調整も含みまして、今後新たな手法に対して、研究させていただきたいと思っております。以上です。

(大東議員) 議長

(水落議長) 大東議員

(大東議員) ありがとうございます。あのクラウドファンディングも一ついい方法だと思います。

す。

しかし、それには大義が必要、目的が必要だと思いますので、その点、大東四條畷消防組合としてどのような大義名分があって、それを使うのかってということについても可能であればその使用方法について当てはまるならば考えていただければというふうに思っています。

そしてまた、この住民参加型の債権の方法につきましてもですね、是非ともまあ研究を重ねていただいて、活用できるのかどうかまたその見解もですね、是非ともまた示していただければというふうに思ってます。

その他にも別に様々なあの債権と言うか、いろんな収入が得られる方法をですね、消防組合単体でもよく考えていただいて、住民のいわゆる税の方の分担金、負担金について、やはり負担軽減をしていくというのが、私、このミニ行政としてのこの消防としての役割かなと思ってますので、答弁をお願いします。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

消防組合の運営は、構成市からの分担金に大きく依存せざるをえない状況になっておりますので、独自の歳入確保というのが大変重要だとは認識しております。

ですので、こういった目的につきましても、今まで検討はしてきてはいない部分ではございますが、新たな歳入確保に向けては、積極的な検討をしてきたいと思えます。以上でございます。

(水落議長) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め討論を。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 申し訳ございません、大東議員からのご質問の中で答弁漏れがございましたので、追加でお答えさせていただきます。申し訳ございません。

救助工作車を令和3年度に更新する理由といたしまして、緊急援助隊に登録する補助金を得ることができるこれが理由の一つでもございます。

もう一点ございましては、国の要請に応えるという理由もございまして、大阪府からの依頼があり緊援隊登録をするという理由でもございます。

なお、整備計画につきましては、予算の平準化を目的としまして、10年先を見越して計画を立てており、大東議員が仰られる通り、1年前倒し、1年後になる、そういった計画を立てております。以上でございます。

(水落議長) お諮りいたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第4号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

【日程第10 一般質問】

(水落議長) 次に、日程第10 一般質問を行います。

一般質問については、1名から通告がありましたので、質問を許可いたします。

なお、一般質問は、会議規則第48条の規定により、議長において、各議員の発言時間を、理事者発言時間を除き、10分間といたします。

それでは、2番 天野議員。

(天野議員) 2番天野です。よろしく申し上げます。

そうしましたら、通告に従いまして質問させていただきます。

この間救急の状態、コロナ禍のもとにおいて、どのように対応していただけるかという事いろいろ取ってきましたが、今回はこのコロナ禍において、救急搬送の困難事例に関する当組合管内におきましての、傾向と対策についていろいろ質問及び確認をさせていただきます。宜しくお願いします。

まずは、このコロナウイルスの感染症の拡大によって、救急搬送の困難事例っていうのがどのように増減しているかということが、一つ心配です。

1月も中旬頃より報道でコロナ感染拡大から病床が逼迫して、救急患者の方の搬送困難事例も急増していることが、NHK、産経など含めて各報道誌にいろいろ報じられております。

コロナウイルスの感染拡大により、救急隊が病院の選定を行う際に、長時間かかっている事例が増えているということになるかと思えます。

この報道もよく調べてみますと、総務省の消防庁が全国52の消防機関を対象にして搬送が困難な事例をまとめた結果、今年の1月10日までの一週間の間で、2,707件とその一か月間で2倍近く増えてるということが報告されております。

調査開始の昨年4月以降、コロナ第一波と言われるところの感染拡大からの調査によると、今最多になってるということが報じられております。

地域別に見ましても、特に東京消防庁管内、特に首都圏で1,384件で前年同期と比べ747件の増加、大阪市を見てみますと、大阪消防局が289件で109件の増加などというのが報じられています。

大都市で軒並み増加しているということが伺えますが、ここでまず質問の一つ目なんですけども、この大東四條畷管内で、どのような状況になっているのか非常にちょっと心配なんですがこの現状について伺いたします

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 搬送困難件数についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、新聞、ニュース等で搬送困難件数が増加していると報道されていますが、この数値等については、天野議員が仰られるとおり、総務省消防庁が政令指定都市等を管轄する52消防本部を対象に調査が行われており、その情報に基づくものと思われます。

医療機関に受け入れ要請4回以上の事案、現場滞在時間30分以上の事案、受け入れ要請4回以上かつ現場滞在時間30分以上の事案、の3項目についての調査となっており、大東四條畷消防本部については、総務省消防庁から調査依頼はありませんが、当本部における、令和元年12月と令和2年12月との比較、令和2年1月と令和3年1月の比較をご報告させていただきます。

まず、救急隊が医療機関に受け入れ要請した回数が4回以上の事案が令和元年12月19件、令和2年12月35件で16件増加しております。

また、令和2年1月10件、令和3年1月33件で23件増加しております。

次に救急隊が現場到着から病院選定を終え、現場出場するまでの現場滞在時間が30分以上の事案が令和元年12月49件、令和2年12月92件で43件増加しております。

また、令和2年1月48件 令和3年1月80件で32件増加しております。

次に、連絡回数4回以上かつ現場滞在時間30分以上が令和元年12月16件、令和2年12月31件で15件増加しております。

また、令和2年1月7件、令和3年1月27件で20件増加となっております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) この報道もそうなんですが、この今日お聞きしようと思ったきっかけが、市民の方から数人ほどまあ最近救急車がちょっと長く止まってないとか、コロナの報道も含めて、大丈夫なんかというところから、このちょっといろいろ調べたところ、この報道が出たということでちょっと聞かせてもらってます。

そしていろいろ統計も取っていただいたんですが、1つ今12月と1月のところで受け入れ要請4回以上の条件と、もう1つ現場滞在が30分以上という二つの条件を掛け合わせた、両方ちょっと深刻には取れるんですけども、状況がやはり12月でも15件増で要するに大体2倍にはなってる。

1月では7件から27件ということで、20件増ですからまあ大方3倍近くになってるということから考えますと、やはりあの受け入れ先の病院の状況がやはり非常に逼迫してきてる。

この地域でも、そういうことが伺えるのではないかなということなので、やはりまだ今感染者の発表は少し今落ち着いてはきてると言えども、やはり緊急事態宣言が続く下において、今後もやはり深刻な状況として受け止めなければならぬかなというふうに感じております。

また、当然今後の注意も、注視していく事態だと認識しておりますので、この情報ちょっとしばらくやはり注視して、見ていただくと観察していただくということでひとつよろしく願います。

2点目で行きますけども、となると前回の時にも救急隊の皆さんのその労務環境ですね、コロナに対するってことを取り上げました。

ここからもちょっと発展いたしまして、これだけやはり滞在時間とか行く場所を断るといふことになると、1回の出場にわたってかなりの時間を要するといふことが言えるかと思うんです。

となりますと、次の出場に関してのまた消毒などの対応準備というのに時間もかかるわけですから、隊員の方のローテーション、また救急車の車両の配車など、出動サイクルが非常に頻繁になるということ危惧いたしますが、その対応をどうされてるかという点と、また改善をこれまでについての改善策について、どのようにやってるかということについてお聞きします。

私が少しちょっと調べたところによりますと、大阪府下でおきましては、八尾の消防署の出張所のところで、予備車にあった救急車をコロナの感染及び感染の疑いのある患者さんの搬送の専用車として使われてるという実態が一つ出てきたんですけども、こういうことも踏まえて、この大東四條畷消防組合の管内ではどのような対応をされようとされてるのか。ここについてのご説明をお願いいたします。

(田中大東消防署長) 議長

(水落議長) 田中大東消防署長

(田中大東消防署長) ただ今の天野議員の質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染患者の増加による救急出場の影響なんですけども、新型コロナウイルス感染者の搬送件数は、件数で申しますと昨年12月が14件、今年1月が25件、2か月間で39件となっており、1日当たりの平均が0.6件となっています。

しかしながら、昨年12月と今年1月の救急出場件数、件数にありましてはそれぞれ808件、769件となっており、それぞれ前年の同じ月の出場件数を申しますと、900件、901件に比べ92件、132件それぞれ件数にありましては減少している状況です。

病院選定の時間の遅延による救急車の1件当たりの現場滞在時間は増加しておりますが、逆に出場件数につきましては減少しておりますので、現状では、救急出場が、いわゆる逼迫している状況には至っていないと判断しています。

次に、感染症対応専用車導入の検討に関してのご質問にお答えさせていただきます。

当消防本部では、予備車を含めた救急車7台すべてに飛沫感染防止シート、オゾン消毒器を設置しております。

アルコール等の消毒液も積載しておりますので、搬送中と搬送後の感染防止対策を万全にして、感染者、非感染者を問わず全車両が対応できるような体制をとっております。全ての車両で全案件に対応する方がメリットが大きいと考えまして、現在のところ専用車両の導入は考えておりません。以上でございます。

(天野議員) 議長

(水落議長議長) 天野議員

(天野議員) ありがとうございます。

現在のところ救急出場回数自体の件数が、昨年比に比べて落ち着いてるということで、合わせて当然予備車含めて7台あるすべてに対応されてるということは非常に良いかと思えます。

ただあのなんで減ってるかということで、ちょっと事前にお話しさせてもらった時に、やはりちょっと自宅待機とかも踏まえて、お仕事とか外での事故が減ってるんじゃないかということをも1つ考えれるということでした。

今後、自宅待機やまたそのコロナの感染の変化によって、出勤回数がまた元に戻るということもあるかと思えますので、その状況を見て、今ある対応できることはすべて状況によっても敏速にさせていただくことを求めています。

今度3点目なんですけども、新型コロナの自宅待機中に重症化して亡くなられたという報道もまた首都圏でありました。

コロナ禍における、生活も合わせてなんですけど、朝日新聞の1月24日付で民家に2体、住人の親子かということで、大東市の北条一丁目の民家のところで、これあとちょっと聞いたんですけど、おそらく餓死だったというような、ちょっと情報なんですけど、お二人の方が遺体で発見された。外傷は特に無かったということで、消防や警察なども調べられたということがちょっと報じられてるんですけども、こういったことでコロナの影響で自宅待機、あるいは生活苦でまた自宅であれ救助とかね、病変が元々あった慢性疾患などが重症化して、助けを求めても求められないというようなことが今後起こってくるかというのが、顕著化するかというのも考えます。

そこにおいてまず、このような事例っていうのが、この管内であったかどうかということをお聞きすると合わせて、今後各四條畷そして大東市、それぞれの行政とも関連する危機管理でありますとか、保健医療や障害福祉などの部局との連携というのがやはりちょっと必要になってくるかと情報提供とかってのが思うんですけども、この辺についてはどのようにお考えなのかご説明ご見解をお願いいたします。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 新型コロナウイルス感染者の自宅待機中の重症化の対応についてご説明いたします。

大東四條畷消防本部管内では、感染者が自宅待機中に症状が重症化し、救急要請された事案は発生しておりません。

また、保健所との連携において、自宅療養期間中で、少しでも体調の悪化が見られれば、本人又は家族等から保健所に連絡することとなっており、また症状が急変した場合などは、迷うことなく119番通報することとなっております。

次に、コロナ禍における生活苦に機縁した病症急変等の対応と他の機関との連携についてのご質問です。

症状の急変等があれば119番通報により救急対応となりますが、コロナ禍における生活苦に機縁したかどうかの背景につきましては、消防として把握しておりません。

他の機関との連携につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の他、高齢化の進展も続きますので、今後も両構成市の福祉部局等との連携強化に努めてまいります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) はい、今のところは出ていないということなのですが、この新聞にもあるように、今後やはり状況というのはやはり経済的なね、あの生活苦という状況もやはり長引く可能性があると思いますので、またそのお1人でね、暮らしておられる方の呼べるところに遭遇できればいいんですが、やはりお1人の力でできないということを、以前あの熱中症のところで高齢者の対応ってということをいっぺんお聞きしたことあるんですが、やはりちょっと周りの地域も踏まえてちょっと連携できて、できるだけ早い発見で命を救われるような対応というのも、よろしく願います。

それと元々なんですけども、これあのやはり搬送困難が出てきているということになりますと、やはり受け入れ先の医療機関の状況はやっぱり逼迫しているという状況が一番根底にあるかと思えます。

当然あの救助要請の通報を受けて、病院への搬送を敏速かつ的確にはされるという任務、重要任務を担われているんですけども、この医療機関の逼迫状況については、例えばこの北河内地区においても、その医療機関との連携、対応などの協議というのは、この当消防組合においても、やはり具体的に行われている状況にあるのか、この状況についてお伺いをいたします

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 受け入れ先医療機関の状況把握、連携、対応協議についてお答えいたします。

まず、受け入れ先医療機関の状況把握については、救急隊が活用している大阪府救急・災害医療情報システムに加え、大阪府から府内の対応医療機関の情報提供を随時受けております。

また、今般のコロナ禍における医療機関との連携、対応協議につきましては、大阪府新型コロナウイルス対策本部から府内二次救急医療機関に対して協力要請を行っている状況であり、消防本部から直接に医療機関と協議を行うのではなく、保健所を介して管内の二次医療機関と連携を図っております。

引き続き保健所と管内二次医療機関との連携強化に努めてまいります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(水落議長) 天野議員

(天野議員) 進め方として、やはり保健所を介してやらないと、なかなか大東四條畷消防署管内だけで一応混乱するということもちょっとお聞きしました。

ただし、今後状況は深刻かと思えますので、やっぱりこの消防組合の管理者と副管理者でいらっしゃる両行政区のトップとしてもされてる市長さんもいらっしゃるので、できるだけまた消防組合の出来る限りのことを、やはりあの状況に応じて消防組合の皆さんとも一丸となって、国民の命を守るためにちょっと力を尽くしてくれたりということも求めておきます。

私もまた情報を得るためにも、頑張っていくということを述べまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

(水落議長) 天野議員の質問が終了しました。

以上で一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(水落議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

令和3年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただき、ご提案をいたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中に頂きました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりましての、御礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(水落議長) 本定例会の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

これもちまして、令和3年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

「どうもありがとうございました。」

【閉会 14時51分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 水落 康一郎

1 番議員 児玉 亮

6 番議員 柳生 駿祐